

はじめに

令和5年は、平成26年12月の特定秘密保護法の施行及び情報監視審査会の設置から満9年を迎えます。当審査会は、この度、今対象期間における活動内容を8回目の報告書として取りまとめました。

審査会設置当時に比べ、我が国を取り巻く安全保障環境は格段に厳しさを増しており、過去最も厳しい状況と言えるのではないのでしょうか。また、ロシアによるウクライナ侵略を始め国際情勢も緊迫しており、その情勢も常に変化し続けています。

こうした状況に的確に対応するためには、同盟国・友好国等との情報交換・情報共有を一層緊密にする必要があります。それには我が国の情報保全体制が関係国から信頼に足るものでなければならず、その中核たる特定秘密保護制度が適切に機能していることが不可欠です。

しかしながら、令和4年12月、海上自衛隊において特定秘密の初の漏えい事案が明らかとなり、そうした関係国の信頼を著しく損ないかねない事態となりました。漏えいという重大事案が生じたことは決して許されず、極めて遺憾であります。審査会として、事の重大性に鑑み、防衛省に対し、特定秘密保護法施行以来、初となる勧告を行い、徹底した調査と再発防止を強く求め、その結果講じた措置について報告させたところです。

安全保障上の機密保全が徹底されなければ、国家・国民の安全を確保することはできません。他方で、政府の特定秘密の取扱いが透明性と客観性に欠ければ、特定秘密保護制度自体への疑念が生じるでしょう。それ故に、制度運用の常時監視という当審査会が果たすべき役割は非常に重いものと考えています。その職責の重さに深く思いを致し、国民の立場に立って十全にその役割を果たしていく所存です。



衆議院情報監視審査会

会長

小野寺五典